

改正案

（価格変動準備金の計算）

第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の百
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の七十五
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の十
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の五十
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百二十五

（保険計理人の確認事項）

第七十九条の二 法第二百一十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 財産の状況に関する事項としてイ及びロに掲げるもの
  - イ 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。
  - ロ 保険金等の支払能力の充実の状況が保険数理に基づき適当であるかどうか。

二 第七十六条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金

現行

（価格変動準備金の計算）

第六十六条 保険会社は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ次の表の上欄に掲げる資産に区分して、それぞれの資産の帳簿価額に同表の積立基準の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額以上を当該価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、当該価格変動準備金の限度額は、毎決算期において保有する資産をそれぞれ同表の上欄に掲げる資産に区分してそれぞれの資産の帳簿価額に同表の積立限度の欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

対象資産	積立基準	積立限度
第六十五条第一号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第二号に掲げる資産	千分の一・五	千分の五十
第六十五条第三号に掲げる資産	千分の〇・二	千分の五
第六十五条第四号に掲げる資産	千分の一	千分の二十五
第六十五条第五号に掲げる資産	千分の三	千分の百

（保険計理人の確認事項）

第七十九条の二 法第二百一十一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、生命保険会社にあつては、次の第一号に掲げる事項とし、損害保険会社にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 将来の収支を保険数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、保険業の継続が困難であるかどうか。

二 第七十六条各号に掲げる保険契約を除く保険契約に係る支払備金

(第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。)が、健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により確認しなければならない。

一～三 (略)

三の二 保険金等の支払能力の充実の状況について、法第三百十条、規則第八十六条及び第八十七条の規定に照らして適正であること。

四 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額(価格変動準備金、保険契約準備金(支払備金及び責任準備金(生命保険株式会社にあつては契約者配当準備金を含み、生命保険相互会社にあつては社員配当準備金を含む。))の合計額をいう。及び評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。以下この条、第六十一条、第九十条及び第二百一十一条の五十九において同じ。))に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額について、当該繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところにより算出した額を控除する。)とする。

一 資本金又は基金等の額(純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。))、貸借対照表の評価・換算差額等の科目に計上した金額、法第十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額をいう。)

(第七十三条第一項第二号に掲げる金額に限る。)が、健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

(保険計理人の確認業務)

第八十条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる基準その他金融庁長官が定める基準により、法第二百一十一条第一項各号に掲げる事項について確認しなければならない。

一～三 (略)

(新設)

四 (略)

(健全性の基準に用いる資本金、基金、準備金等)

第八十六条 法第三百十条第一号に規定する資本金、基金、準備金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

一 資本金又は基金等の額(純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額(保険会社である相互会社にあつては、社員配当準備金に積み立てる金額を含む。))、貸借対照表の評価・換算差額等(財務諸表等規則第六十七条の評価・換算差額等をいう。第二百一十一条の五十九において同じ。))の科目に計上した金額、法第十三条前段の規定により貸借対照表の資産の部に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額を控除した額を

二〇七 (略)  
2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る  
保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予  
測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長  
官が定めるところにより計算した額とする。

一〇二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する  
有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理  
由により発生し得る危険をいう。第二百十一条の六十において同  
じ。)に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ〇二 (略)

ホ 信用スプレッドリスク(クレジットデフォルトスワップ取引に

おいて、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生  
し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めると  
ころにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定める  
ところにより計算した額

四 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令  
で定めるものの額は、次に掲げる額(価格変動準備金、保険契約準備  
金(支払備金及び責任準備金(外国生命保険会社等にあつては、日本  
において有する契約者配当準備金を含む。))の合計額をいう。)及び  
評価・換算差額等に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額につい  
て、当該繰延税金資産の不算入額として金融庁長官が定めるところに

いう。)  
二〇七 (略)  
2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第八十七条 法第三百十条第二号に規定する引き受けている保険に係る  
保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予  
測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長  
官が定めるところにより計算した額とする。

一〇二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、保有する  
有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理  
由により発生し得る危険をいう。第二百十一条の六十において同  
じ。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ〇二 (略)

(新設)

ホ イからニまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定める  
ところにより計算した額

四 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第六十一条 法第二百二条第一号に規定する供託金その他の内閣府令  
で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

より算出した額を控除する。)とする。

一〇七 (略)

2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一〇二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ〇二 (略)

ホ 信用スプレッドリスク(日本において行うクレジットデフォルトスワップ取引において、通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額(価格変動準備金、保険契約準備金(支払備金及び責任準備金(特定生命保険業免許を受けた免許特定法人の引受社員にあつては、日本において有する契約者配当準備金を含む。))の合計額をいう。)及び評価・換算差額等に係る繰延税金資産以外の繰延税金資産の額について、当該繰延税金資産の不算入額

一〇七 (略)

2 (略)

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第六十二条 法第二百二条第二号に規定する日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額を基礎として金融庁長官が定めるところにより計算した額とする。

一〇二の二 (略)

三 資産運用リスク(資産の運用等に関する危険であつて、日本において有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。)に対応する額として次のイからホまでに掲げる額の合計額

イ〇二 (略)

(新設)

ホ イからホまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでのリスクに準ずるものとして金融庁長官が定めるところにより計算した額

四 (略)

(健全性の基準に用いる供託金等)

第九十条 法第二百二十八条第一号に規定する供託金その他の内閣府令で定めるものの額は、次に掲げる額とする。

この金融行政官が定める方法により算出した額を控除する。）  
 となる。

- 1～7 (望)
- 2 (望)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社) )

項目	記載する事項
法第百三十条第一号に係る細目	一～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> 第一号に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項第五号</u> 並びに同条第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第八十六号第一項第七号に規定する金融長官が定めるものの額に算入できる額 八・九 (略)
法第百三十条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (外国保険会社等) )

項目	記載する事項
法第百二十二条第一号に係る細目	一～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> 第一号に規定する額 六の三 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項第四号</u> に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項第五号</u> 並びに同条第五項、第六項及び第八項から第十項までの規定により第百六十一条第一項第七号に規定する金融長官が定めるものの額に算

- 1～7 (望)
- 2 (望)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (保険会社) )

項目	記載する事項
法第百三十条第一号に係る細目	一～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> 第一号に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項第六号</u> 及び同条第四項から第七項までの規定により第八十六号第一項第七号に規定する金融長官が定めるものの額に算入できる額 八・九 (略)
法第百三十条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (外国保険会社等) )

項目	記載する事項
法第百二十二条第一号に係る細目	一～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> 第一号に規定する額 六の三 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項第五号</u> に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項第六号</u> 及び同条第四項から第七項までの規定により第百六十一条第一項第七号に規定する金融長官が定めるものの額に算入できる額

	入できる額
法第二百二条第二号に係る細目	八・九 (略) 一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (免許特定法人) )

項目	記載する事項
	一～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> 第一号に規定する額 六の三 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> 第四号に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第四項</u> 第五号並びに同条 <u>第五項</u> 、 <u>第六項</u> 及び <u>第八項</u> から <u>第十項</u> までの規定により第百九十号第一項第七号に規定する金融長官が定めるものの額に算入できる額
法第二百二十八条第二号に係る細目	八・九 (略) 一～五 (略)

	八・九 (略)
法第二百二条第二号に係る細目	一～五 (略)

別表 (第五十九条の二第一項第五号ホ関係 (免許特定法人) )

項目	記載する事項
	一～六 (略) 六の二 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> 第一号に規定する額 六の三 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> 第五号に規定する額 七 平成八年大蔵省告示第五十号 <u>第一条第三項</u> 第六号及び同条 <u>第四項</u> から <u>第七項</u> までの規定により第百九十号第一項第七号に規定する金融長官が定めるものの額に算入できる額
法第二百二十八条第二号に係る細目	八・九 (略) 一～五 (略)